

## 京都医師会における在宅医療機器貸出規定

### (目的)

第1条 この規定は福岡県在宅医療連携拠点整備事業補助金で取得した医療機器の貸出、利用について必要な事項を定める。

### (貸出方法)

第2条 在宅医療機器は、京都医師会在宅医療・介護連携支援センターで管理台帳による保管を行い貸出手続きにより利用を提供する。

### (利用資格)

第3条 在宅医療機器を利用できるものは次のとおりとする。

- (1) 京都医師会医会員及び会員医療機関
- (2) 京都医師会関連事業所
- (3) 行橋市・みやこ町・苅田町内住民に利用する医療機関及び訪問看護ステーション
- (4) その他、京都医師会理事会、京都医師会在宅医療連携協議会が認めたもの

2 上記第(2)(3)(4)に掲げる者については、京都医師会理事会・京都医師会在宅医療連携協議会はその利用方等に制限を設けることができる。

### (貸出手続き時間)

第4条 在宅医療機器の貸出・返却手続き時間は次のとおりとする。

月・火・水・金・土 9:00～17:00

### (貸出できない日)

第5条 貸出できない日は次のとおりとする。

- (1) 木曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 8月13日～8月15日、12月29日～1月3日
- (4) 点検・修理により貸出できない日

(貸出手続き方法)

第6条 貸出手続きに関しては、貸出規定同意の上、同意書に署名後貸出を行う。

(貸出期間)

第7条 医療機器の貸出は、基本3か月を限度とする。

- 2 入院時などは一時返却を行う事。
- 3 1項の貸出期間を超える場合は、必ず京都医師会在宅医療・介護連携支援センターに連絡を入れること。

(貸出期間中の機器の管理)

第8条 貸出中の機器の管理に関しては次のことに留意する。

- (1) 医療機器貸出中の医療機器においては、貸出先の医療機関・訪問看護ステーションが利用者・家族に対しても適切な指導を実施し管理することとする。
- (2) 返却に際しては点検・清掃を行い、借用前と同じ状態にして返却する。

(転貸及び転売の禁止)

第9条 借用中は、第三者に転貸及び転売をしてはならない。

(賠償責任)

第10条 医療機器等の破損、著しい汚れ、紛失した場合は、現物を補修もしくは弁償しなければならない。

付則

この規定は平成28年5月1日から施行する。

令和3年10月1日より下記内容へ改定する。

- ・第8条の(2)内容を追加
- ・第10条「故意に破損したとき」の文面を「医療機器等の破損、著しい汚れ、紛失した場合」へ変更